

名古屋市立大学医学部附属東部医療センター地域医療連携システム“TOBU ネット” 運用細則

本細則は「名古屋市立大学医学部附属東部医療センター地域医療連携システム“TOBU ネット”使用規約」に基づき、“TOBU ネット”を円滑に運用するために定める。

1. 診療情報に関する患者同意

“TOBU ネット”を利用するにあたっては、事前に患者本人への説明と同意を得て、その旨を診療録に記載する。

また、次の各号のいずれかに該当する者は、患者本人に代わり、公開の同意及び同意取消をすることができる。ただし、患者本人が満 15 歳以上で、かつ合理的な判断ができる場合は、患者本人の同意及び同意取消が必要である。

- (1) 民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める成年後見人又は代理権を有する保佐人及び補助人
- (2) 未成年者の法定代理人
- (3) 患者本人を実質的かつ日常的に介護している親族又はそれに準ずる人

2. ID およびパスワードの管理

“TOBU ネット”の使用時に仮想の専用線を構築するにあたり、ID の取得とパスワードの設定を行なう。パスワードの有効期限は 60 日間であるが、特に申し出がない場合は使用延長が可能となる。

3. 運用時間および利用期間

カルテの参照期間は、東部医療センターの地域医療連携室職員が同意書の原本を受け取り登録を行った日から最長でも 60 日間とし、登録開始後は 24 時間参照可能とする。なお新規利用者登録、問い合わせ等の対応時間は、月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 8 時までとする（ただし、祝日および 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く）。

4. 内容に関する照会

“TOBU ネット”における記載内容に関する照会先は、名古屋市立大学医学部附属東部医療センター地域医療連携室とする。

5. ファイル交換（共有）ソフトウェア

“TOBU ネット”を利用する端末では、ファイル交換（共有）ソフトウェアがインストールされておらず、かつ悪意のあるソフトウェア（「暴露ウイルス」「トロイの木馬」等）が定期的に削除され、Windows や Office 等のソフトウェアがアップデートされていることが基本的な要件である。

6. ファイル交換（共有）ソフトウェア以外の情報流出

“TOBU ネット”を利用する端末が、ボット（ボットネット）その他の不正プログラムに感染しないように、利用者はファイアウォールを含めたネットワーク環境の定期的なチェックを行なうものとする。

附則

1. 本細則は平成28年3月31日から施行する。
2. 本細則は令和3年4月1日から施行する。

